

船橋市文化芸術ホールの優先予約の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、船橋市民文化ホール及び船橋市民文化創造館（以下「文化芸術ホール」という。）の使用期間について定めた船橋市文化芸術ホール条例施行規則（以下、「規則」という。）第4条及び使用の手続きについて定めた同規則第5条に定めるもののほか、一般の申請者に優先して使用しようとする場合の要件及び手続き等を定めたものである。

(定義)

第2条 この内規にいう優先予約とは規則第5条第1項ただし書きに基づき文化芸術ホールを一般の利用者に優先して予約することをいう。

(優先予約の対象)

第3条 文化芸術ホールの優先予約の対象となるのは、次に掲げる各号に該当する場合をいう。

- (1) 文化芸術ホールが主催または共催して事業を実施する場合。
- (2) 市または教育委員会が主催または共催して事業を実施する場合。
- (3) 市内で活動する音楽団体のうち、館長が認めた団体が船橋市民文化ホールにおいて創立後5年ごとに行う周年事業を実施する場合。
- (4) 文化芸術に関する催しを行おうとする市内団体のうち、館長が認めた団体が土曜日、日曜日及び休日を含まない平日のうち3日以上を連続して使用する場合。
- (5) その他、特に館長が必要と認める場合。

(使用申請及び可否)

第4条 優先予約をしようとする者（前条第1号を除く。）は、船橋市民文化ホールにおいては、使用を希望する日の属する月の14か月前の最終開館日、船橋市民文化創造館においては、使用を希望する日の属する月の13か月前の最終開館日までに、船橋市文化芸術ホール優先予約申請書(第1号様式)に館長が必要と認める書類を添えて、館長に申請しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し優先予約の可否を決定し、申請書を受理した日から14日以内に船橋市文化芸術ホール優先予約可否決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

この内規は、令和5年2月10日から施行する。

第1号様式

船橋市文化芸術ホール優先予約申請書

年 月 日

館長 あて

申請者 住所
団体名
代表者名
連絡先電話番号

船橋市文化芸術ホールを優先予約したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 使用施設
2. 日 時
3. 行事名
4. 内 容
5. 入場予定者 人
6. 理 由

第2号様式

船橋市文化芸術ホール優先予約可否決定通知書

年 月 日

様

館 長

年 月 日付で申請のあった船橋市文化芸術ホールの優先予約について下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 優先予約を認めます。

(1) 使用施設

(2) 日 時

(3) 行事名

(4) その他

2. 優先予約として認めることはできません。

(理 由)